

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	文学部・人文科学研究院	研究 1-1
2.	教育学部・人間環境学研究院	研究 2-1
3.	法学部・法学研究院	研究 3-1
4.	経済学部・経済学研究院	研究 4-1
5.	理学部・理学研究院	研究 5-1
6.	医学部・医学研究院	研究 6-1
7.	歯学部・歯学研究院	研究 7-1
8.	薬学部・薬学研究院	研究 8-1
9.	工学部・工学研究院	研究 9-1
10.	芸術工学部・芸術工学研究院	研究 10-1
11.	農学部・農学研究院	研究 11-1
12.	比較社会文化研究院	研究 12-1
13.	言語文化研究院	研究 13-1
14.	数理学研究院	研究 14-1
15.	システム情報科学研究院	研究 15-1
16.	総合理工学研究院	研究 16-1
17.	生体防御医学研究所	研究 17-1
18.	応用力学研究所	研究 18-1
19.	先導物質化学研究所	研究 19-1
20.	情報基盤研究開発センター	研究 20-1

情報基盤研究開発センター

I	研究水準	研究 20-2
II	質の向上度	研究 20-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、査読のある学会誌・国際会議議事録等に掲載された論文数は、平成 18 年度までの 3 年間は平均 15.7 件であるが、平成 19 年度に 55 件、教員一名当たり 3.44 件と増加が著しい。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金は過去 4 年間の平均で 8.5 件（金額で平均 1,375 万円）となっている。その他の外部資金としては、受託研究で平成 19 年度に 2 億 7,200 万円を受け入れているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「共同利用・共同研究の実施状況」のうち、当該センターの全国共同利用計算機システムは、全国 7 か所に設置されている情報基盤系センター群の中で最も大規模な計算機システムによるサービスが可能である。年度別利用登録件数は平成 19 年度において 900 件を超え、共同利用による研究成果としての論文も平成 18 年度には 572 件（口頭発表等の 320 件を含む）となっていることなどは優れた成果であることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、情報基盤研究開発センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、情報基盤研究開発センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、卓越した研究業績は見られなかったものの、共同研究により広い分野での成果、特に、情報通信技術及び教育研究支援技術で優れた研究成果を上げている。社会、経済、文化面では、卓越した研究業績は見られなかったものの、情報セキュリティ分野において、例えば、高等教育機関のための情報セキュリティ対策ガイドラインの検討活動を行っているなどの相応な成果である。

以上の点について、情報基盤研究開発センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、情報基盤研究開発センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。